

富士市教育委員会 9月		定例会 臨時会	会議録 (令和8年)
開催日 令和8年9月16日 水曜日 開 会 14時15分 閉 会 15時05分		会議場 富士市立高校2階 PIRroom	
出席委員の氏名			
教 育 長	太 田 桂	委 員	塩 谷 知 一
教育長職務代理者	和久田 恵 子	委 員	保 科 悦 久
委 員	松 田 靖 子		
出席職員等の氏名			
教育次長	味 岡 俊 雄	青少年相談センター所長	松 永 正 之
教育総務課長	佐 野 睦 昭	博物館長	石 川 武 男
学校教育課長	野 村 直 樹	富士市立高等学校副校長	青 木 伸 介
学校管理課長	福 永 正 幸	教育総務課調整主幹	前 田 澄
社会教育課長兼青少年教育センター所長	渡 辺 哲 成	教育総務課参事補	寺 内 浩 二
文化財課長	植 松 良 夫	教育総務課主幹	井 上 美乃里
中央図書館長	桑 原 正 壽	教育総務課指導主事	瀧 南
富士市立高等学校事務長	榎 俊 英	教育総務課指導主事	遠 藤 真 輝
教育研修・特別支援教育センター所長	若 月 佳 妙	教育総務課上席主事	濱 村 美 世
		傍 聴 人	な し
議題（動議）及び議事の概要			
議第47号	富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領の一部改正について		
議第48号	F U J I ☆ K A T S U 応援企業等登録制度実施要領の制定について		
議第49号	令和9年度富士市立高等学校入学者選抜実施要領の制定について		
議第50号	富士市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う条例案の意見聴取の回答について		
議第51号	富士市立田子浦小学校学校運営協議会委員の委嘱について		
議第52号	富士市立田子浦中学校学校運営協議会委員の委嘱について		
報第5号	令和7年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について		
作成者	瀧 南	署名人	塩谷 知一 保科 悦久

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、9月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の8月定例会会議録の承認を行います。

会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

私から市議会の9月定例会について御報告させていただきます。

市議会の9月定例会は、9月8日から10月13日まで36日間の会期で開催が予定されております。

このうち、9月10日、11日の両日は、予算決算委員会の産業教育分科会が開催され、教育委員会の昨年度事業について審査をいただきました。結論としては、妥当との結論をいただいております。また、一般質問につきましては、明日、9月17日が通告の締切となっておりますが、本日正午現在、9人の委員から9件の質問をいただいております。

一般質問に係る答弁要旨につきましては、来月の教育委員会会議に提出させていただきたいと思いますので、御了承ください。

「議事の概要」

教育長

これより議事に入ります。本日は、議決案件6件が提案されておりますが、追加案件として報告案件1件が提案されましたので、合計7件の審議をお願いいたします。

このうち、議第50号「富士市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う条例案の意見聴取の回答について」につきましては、その性質上、秘密会として扱いたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（同意の声あり）

教育長

委員の同意が得られましたので、当該案件につきましては、会議の進行を一部変更し、各課等の報告予定事項の終了後に取り扱います。

なお、その際には関係課長以外の方、また、傍聴人の皆様におかれましても退席をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。

塩谷知一委員と保科悦久委員にお願いいたします。

教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

初めに、議第４７号「富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第４７号 富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領の一部改正について説明する）

教育長

これより議第４７号案に対する質疑を行います。御質問等はございますか。

塩谷委員

趣旨はよく分かりました。

ただ、１点確認したいことがあります。意見聴取の方法についてです。具体的に「意見を聴く」となった場合、例えば面談を行うのか、あるいは文書による照会や回答とするのか、そのあたりの制度設計について伺いたいと思います。

教育総務課長

意見聴取につきましては、原則として、対面で直接お話を伺う機会を設けることを予定しております。

当該種目を統括する団体につきましては、スポーツ種目が主な対象となりますが、野球連盟、サッカー協会など、各種競技団体に対し、これから認定地域クラブを認定するに当たって、制度上の支障があるのかなのか、そういった観点から、いろいろと御意見を賜りたいと考えております。

塩谷委員

ありがとうございました。

この制度については、公平性を確保することや、種目によっては地域

クラブが乱立することを避けるなど、いろいろな要素があるのだと思います。専門の団体から意見を聴くこと自体はよいと思います。

一方で、最終的には、教育委員会がその意見を踏まえて判断することになると思いますが、認められなかった団体から、「なぜうちが駄目なのか」といった話になる可能性もあります。

その際、意見の残し方によっては、意見を述べた団体が責任を問われたり、団体名が問題となったりして、かえって無用なトラブルを生んでしまうおそれがあります。そうしたことが、地域クラブ活動の円滑な運営を阻害するような事態になると困ります。

意見の聴き方、記録の残し方、また、その意見を申請者にフィードバックするのかどうかについては、運用上、十分に検討していただきたいと思います。

率直な意見を聴くことは大切ですが、その意見をそのまま申請者に伝える必要があるのかという点については、慎重な対応が必要です。

意見を述べる側に過度な責任を負ってもらうことも避ける必要がありますので、あくまで意見は参考資料として扱い、最終的な判断については教育委員会が責任を持って行うということを、運用上担保していただければと思います。

和久田委員

先ほどのお話にもありましたが、公平性をどこで担保するのかという点が、少し分かりづらいのではないかと思います。

統括する団体がないような、新しい活動も、今後いろいろと出てくると思います。そのような場合には、どのような点を参考にして判断するのでしょうか。何かボーダーラインのようなものはあるのでしょうか。

教育総務課長

今回の一部改正で想定しているのは、既存のスポーツ種目が主な対象です。

確かに、委員がおっしゃるように、統括する組織がないような新しい種目については、意見を聴取する相手がいないため、今回の改正に基づく意見聴取は難しい場合があります。

ただ、これまで認定要領を承認いただき、それに基づいて、各団体とヒアリングを行いながら要件を審査しております。書面だけの審査にとどまらず、必ずヒアリングを行い、適正性を判断させていただいておりますので、当面は、そうした運用をしっかりと行っていきたいと考えております。

和久田委員

ありがとうございます。

新たに出てくる活動が既存の団体と競合することもあり得ます。民間

であれば、競合という形も必ず出てくると思います。

そのようなときに、「公平な判断を行った」ということを説明できるよう、判断の過程をしっかりと記録しておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長

ほかに御質問はありますでしょうか。

ないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第４７号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第４７号案は承認いたしました。

次に、議第４８号「ＦＵＪＩ☆ＫＡＴＳＵ応援企業等登録制度実施要領の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第４８号 ＦＵＪＩ☆ＫＡＴＳＵ応援企業等登録制度実施要領の制定について説明する）

教育長

これより議第４８号案に対する質疑を行います。御質問等はございますか。

塩谷委員

この制度の趣旨との関係で質問します。

部活動の地域展開を推進する目的で応援企業を募るということは理解できます。しかし、実施要領の中に教育委員会がほとんど出てきません。基本的に、市長の判断に委ねる枠組みになっているように見えます。

部活動の地域展開については、教育的意義を損なわないよう、教育委員会が関与しながら進めていくものと認識しています。そのため、部活動の地域展開に関するスポンサーや協力企業を募る際に、市長の判断だけで、果たして教育的な観点を十分に反映できるのでしょうか。

例えば、実施要領に完全には該当しない場合であっても、教育的な観点から、その趣旨に近いと判断される企業については、協力をお願いすることも考えられます。

どちらかという、市長部局の判断だけでなく、教育委員会が判断する、又は教育委員会の意見を聴いた上で判断する方がふさわしいのではないかと思います。しかし、実施要領の中には教育委員会の関与や、教

育委員会に意見を聴くことについての規定が見当たりません。

この点について、どのような趣旨でこの制度を設計されたのか、お聞かせください。

教育総務課長

ただいま委員から御意見をいただきました。確かに、要領上、教育委員会の関与が明確になっていない部分があると思います。

企業から、いろいろな支援をしていただけることを期待している制度ではありますが、多くは、金銭的な寄附、物品の提供、財産に関わる支援が考えられます。一方で、寄附を受けることについて、教育委員会には法的な権限がない部分があり、寄附を受ける際も市長名でいただいているという実情があります。

日頃の事務に照らしますと、そういった事情もあるため、制度上は市長部局が主体となって制度を作らせていただいています。ただし、実際の運用に当たりましては、当然、教育委員会も関与し、各企業に対して、この要領に基づく協力をお願いしていくことを考えております。

塩谷委員

市長部局の権限に基づいて制度をつくるという説明は理解しました。

一方で、第3条第2項では、要請する支援として、生徒の体験学習や交流機会の提供などが書かれています。これは、生徒に対して企業から金銭的な支援以外の機会や場所を提供していただくということだと思いますが、果たしてそれが、今、富士市が目指している地域展開にふさわしい体験機会なのか、場所なのかという点について、教育委員会として何らかの意見を述べ、市長の判断に資する仕組みをつくっておく必要があるのではないのでしょうか。

そのような仕組みをつくっておかないと、制度の趣旨とは全くかけ離れた形で、教育委員会が部活動から完全に離れたのだという話になりかねないのではないかと危惧しています。

本当にこのままでよいのか、慎重に検討していただきたいと思います。

松田委員

F U J I ☆ K A T S U のこの要領について、「必要な事項を第1条に定める」とありますが、この「必要な事項」というのは、市長部局側の事項なのか、教育委員会側の事項なのか、それとも両方なのでしょう。

事業所として何か協力したいと思っても、この要領を読むと、登録することは分かるものの、具体的にどのような形で協力できるのかが分かりにくいと感じました。

この要領は、市側が申請を処理するに当たり、懸念していることを解

消するための要領なのか、それとも、応援してくださる企業を増やすための要領なのか、両方の趣旨が盛り込まれていなければならないのではないかと思います。

また、どこが窓口となり、どのように受付や調整を行っていくのかについても、明記した方が分かりやすいように感じました。

教育総務課長

一般的に、寄附制度の実施要領や事務の実施要領につきましては、市が事務の手順を定め、その役割を担うために制定するものです。

例えば、この要領の中に企業に対して何かを求める文言があったとしても、それをもって企業に義務付けるものではありません。市側が、どのような手順で制度を進めていくかを定める規定です。

この要領を制定した後、企業や団体をお願いに伺う際には、要領だけでは「何を、どのようにしたらよいのか分からない」という御批判を受けることも考えられます。

そのため、別途、要領の内容をかみ砕いた制度案内やパンフレットのようなものを用意し、企業や団体に協力をお願いする際に活用するなど、対応を検討していきたいと考えております。

松田委員

企業側に示す資料が、もう一つできる可能性があるということですね。現在の要領は、あくまでも市の事務手順を定めるものということですね。

和久田委員

登録に関しては、市長が判断するというよりも、教育委員会が登録内容の適否をしっかりと検討し、決定するという文言が必要ではないかと思います。

「市長が」という表現になっていることで、教育委員会が関与しないように見えてしまい、教育的な観点が抜けているように感じました。

企業は、必ずしも性善説だけで考えることはできません。現在は、子どもを確保したい、人手が足りない、自社をPRしたいという思いを持つ企業も当然あると思います。

企業を全て受け入れていくと、どこまで企業PRを認めるのかが問題になります。例えば、企業名の入ったロゴを使用すること、企業のSNSやホームページで発信すること、活動中のこどもの顔が掲載されることなどが考えられます。企業にとっては宣伝になりますので、どこまで企業PRを認めるのか、ボーダーラインを明確に定めておく必要があります。

企業の力を借り、地域や企業と一緒に活動を行うことは、とてもよい

ことだと思えます。しかし、一步間違えると、企業の宣伝活動に利用されるおそれがあります。

また、特定の競技やクラブに協賛企業が多く集まり、別の競技にはほとんど協賛企業が見つからないということになれば、クラブ間で格差が生じます。その調整をどこが行うのかについても、考えておく必要があります。

これまでは部活動の延長線上で考えていましたので、教育委員会としての関与を、もう少し明確にした方がよいのではないかと思います。

教育総務課長

各委員の皆様から、要領上、教育委員会の関与が明確になるような仕組みが望ましいとの御意見をいただきました。

本日の会議終了後、事務局内で、教育委員会の関与のあり方も含め、もう一度確認・検討させていただきます。

修正が生じましたら、改めて各委員の皆様に御報告させていただきたいと思えます。

和久田委員

ぜひ、そのようにしていただけると助かります。

もう一点、例えば企業がグラウンドを貸してくださった場合、そこでけがをしたときに、どのような補償になるのかという点も整理しておく必要があります。

企業としても、そうしたリスクが分からなければ、協力しづらい場合があります。

この先、制度を整備していくのであれば、子ども側、教育委員会側、企業側のそれぞれが、内容やリスクをきちんと理解できるようにしていただきたいと思えます。

教育次長

保険につきましては、地域クラブ活動は学校の部活動ではなくなりますので、各認定地域クラブに保険へ加入していただく形を基本とします。

その点については、企業や関係者に対しても、きちんと周知していきたいと考えております。

また、先般、株式会社シラトリと富士市が協定を締結し、地域クラブを応援していただく取組を始めました。

例えば、認定地域クラブとして認定されたクラブに登録証のようなものをお渡しし、それを提示して店舗で買い物をすると、クラブ向けの割引を受けられるといった仕組みを想定しております。

当初はそのような取組を想定して規定しておりましたが、本日御意見をいただきましたので、もう少し詳細を詰めた上で制度を整備し、改め

て教育委員の皆様にお示ししたいと思います。

和久田委員

今のお話からすると、特定の企業や店舗だけが対象になることで、競合する事業者から不公平だと指摘される可能性もあります。

そうしたことがないような形で制度を整えていただければと思います。

教育長

議第４８号につきましては、教育委員の皆様から様々な御意見をいただきましたので、事務局においても一度検討し、改めて提示することといたします。よろしくお願いいたします。

次に、議第４９号「令和９年度富士市立高等学校入学者選抜実施要領の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第４９号 令和９年度富士市立高等学校入学者選抜実施要領の制定について説明する）

教育長

これより議第４９号案に対する質疑を行います。

質問はございますでしょうか。

塩谷委員

「中学校長等」の定義については、昨年度から気になっておりましたので、修正していただき、ありがとうございました。

改めて、７ページの「追検査」のところについて確認したいと思います。

今回、追検査は、病気その他やむを得ない事情、又は交通事情などにより本検査を受けられなかった場合に、Web 出願システムを通じて行うということですが、具体的な流れが十分に見えていません。

追検査を希望する者は、令和９年３月４日午後３時までに、追検査受検願を中学校長等を経由して校長に提出し、その指示を受けることとなっています。

例えば、３月３日及び３月４日に試験が行われる中で、病気や交通事故などにより受検できなくなった場合、本人がすぐに手続をできる状況にあるとは限りません。

また、２７ページには追検査受検願の様式がありますが、病気の場合には診断書、交通事情の場合には事業者等の証明を添付することとされています。本検査を受けられなかった生徒が、翌日の午後３時までに診断書等を準備し、さらに Web で提出することが、本当に可能なのかとい

う点が心配です。

これらは、県の要領と合わせているものであると思いますが、今回、Web 化によって、これまで以上に不慣れな対応になる可能性もありますので、この点については、要領上の規定だけでなく、実際の運用を想定した確認やシミュレーションを行っていただきたいと思います。

また、7 ページ第 3 項には、「令和 9 年 3 月 4 日午後 3 時までに、追検査受検願を中学校長等を経由して校長に提出する」と記載がありますが、ここでいう校長は、富士市立高等学校の校長という意味でしょうか。

そうであれば、生徒は何時までに自分の学校の校長へ提出すればよいのか、その後、中学校から富士市立高等学校へどのように連絡するのか、もう少し明確になっている必要があると思います。

資料が学校に行き渡らず、手続上のトラブルが生じないよう、各学校への説明を十分に行っていただきたいと思います。

富士市立高等学校副校長

このことにつきましては、例年、このような形で運用してきております。日程についても、今回 Web 手続に変わるという点以外は、大きく変わっていません。これらは県が決めたことにそのまま沿っております。

これまでは紙で手続を行っており、特に大きな問題なく進めてきたところですが、Web 出願になることで、実際にどのようなになるのか、まだ十分に見えていない部分があります。

昨年度も一部試行で Web による手続を行っていましたが、手続がどの程度円滑に進んだのかについて、十分な情報が入ってきていない部分もあります。そのため、改めて確認が必要だと考えております。

塩谷委員

ありがとうございます。

県の要領に基づいて、これまで問題なく運用されてきたことは理解しています。また、昨年度から大きく変更されていないことも分かりました。

ただ、改めて見ると、実際に受検できなかったとき、どのように対応するのかという点が気になります。

例えば、受検できなかった生徒が、3 月 4 日午後 3 時までに中学校長を経由して手続をすることが難しい場合に、何らかの救済措置があるのか、その点も含めて、事前に説明しておいたほうがよいと思います。

生徒の立場から、いつまでに何をすればよいのかが明確になるよう、運用面で確認していただければと思います。

和久田委員

診断書も、その時点で提出しなければならないのでしょうか。

私自身、診断書を取得するにはかなり時間がかかった経験があります。

紙で発行された診断書をデータ化し、Web に添付して送るということになるのでしょうか。

診断書の提出も同時に必要となる場合、病院の対応や、データ化の方法など、現実的に可能なのかがよく分かりません。難しいことをしなくてはならないと感じます。

富士市立高等学校事務長

診断書等については、従前、紙ベースで手続をしていたときも提出を求めています。

今回の Web 化に伴い、診断書等も Web 上で添付することになると思いますが、その具体的な方法については、まだ細かいところまで確認できておりません。生徒や学校がどこまで対応できるのかも含めて、確認が必要だと考えております。

教育長

追検査の対象となる生徒については、例年、各中学校において学校の教員が付き添うなど、丁寧に対応することとしております。、Web 出願の手続についても、これに準じた手続になることが予想されます。

特に、当日受検できなかった生徒については、各中学校で状況を確認しながら、適切に対応するようにいたします。

その点については、各中学校において丁寧に対応することが重要ですので、学校教育課長から中学校長会等を通じて、周知・連絡をしていただけだと思います。

ほかに御質問はございますでしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第 49 号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第 49 号案は承認いたしました。次に、委員の委嘱についての議案 2 件をまとめて取り上げます。

議第 51 号「富士市立田子浦小学校学校運営協議会委員の委嘱について」及び議第 52 号「富士市立田子浦中学校学校運営協議会委員の委嘱について」、事務局から一括して説明をお願いいたします。

学校教育課長の説明

（議第 51 号 富士市立田子浦小学校学校運営協議会委員の委嘱について、議第 52 号 富士市立田子浦中学校学校運営協議会委員の委嘱について説明する）

教育長

これより、議第 5 1 号案及び議第 5 2 号案に対する一括質疑を行います。

質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第 5 1 号案及び議第 5 2 号案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認め、議第 5 1 号及び議第 5 2 号の 2 件は承認いたしました。

次に、報第 5 号「令和 7 年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

(報第 5 号 令和 7 年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について説明する)

教育長

これより報第 5 号案に対する質疑を行います。

ただいまの事務局の報告について、御質問はありますでしょうか。

質問がないようですので、報第 5 号は了承いたしました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いいたします。

教育総務課長、学校教育課長、学校管理課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただいま説明のありました各課の予定事項につきまして何か御質問はございますでしょうか。

質問がないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

10月20日(火)午後2時から、中央図書館視聴覚室にて教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして本日の公開分の定例会を閉会とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。

ここで、冒頭に申し上げました議第50号「富士市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う条例案の意見聴取の回答について」を取り上げますが、秘密会となりますので、関係職員以外の方、また傍聴人の皆様方におかれましては、御退出をお願いいたします。